

## 〔報告事項〕 令和 5 年度第 1 回福岡県交通対策協議会 書面議決結果

書面にて開催した令和 5 年度第 1 回福岡県交通対策協議会の結果は以下のとおり。

## 1. 議題

## 【議案 1】福岡県地域公共交通計画の作成について（「福岡県交通ビジョン 2022」別冊の作成について）

福岡県地域公共交通計画について、以下のとおり作成することとしたい。

## (1) 概要

- ・本県においては、交通に関する諸施策を推進するため、令和 3 年度に「福岡県交通ビジョン 2022（以下、「ビジョン」という。）」を策定。
- ・一方、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法律」という。）の改正（R2.11 施行）により、地方公共団体による「地域公共交通計画（以下、「計画」という。）」の作成が努力義務化。
- ・併せて、計画作成がバス事業者に対する国庫補助の要件とされ（令和 6 年度事業までは経過措置）、令和 7 年度の事業計画の申請期限である令和 6 年 6 月 30 日までに、沿線市町村又は県において計画が作成されていなければ、補助を受けることができないこととされている。
- ・これらのことを踏まえ、令和 5 年 6 月議会自民党代表質問で、県において計画を作成する旨の答弁を行った。
- ・現行のビジョンは、法律に規定される計画の要件を一部満たしていないことから、所要事項を記載したビジョンの別冊を作成することにより、ビジョンを計画に位置付けることとする。

## (2) ビジョンの構成

## 【福岡県交通ビジョン 2022（福岡県地域公共交通計画）の構成（案）】

構成	内 容	作成時期
本体	・現行の福岡県交通ビジョン 2022 のとおり	令和 3 年度作成済
別冊	・本体に不足する所要事項を記載	令和 5 年度
別紙	・国庫補助を受ける広域バス路線の詳細	令和 6 年 6 月まで (以降、毎年度作成)

## (3) ビジョン別冊の作成手順等

## ①福岡県交通対策協議会設置要綱の改正

## ②市町村との調整

- ・県の計画は、法律第 5 条に基づき、市町村と共同して作成するよう努めなければならないため、別途、市町村への意見照会を行う。

## ③パブリックコメント

- ・第 2 回協議会終了後、パブリックコメントを実施する。

(4) 作成に係るスケジュール (案)

令和5年度	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1回交通対策協議会 (書面開催) <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県交通対策協議会設置要綱の改正について (法定協議会へ位置付ける)</li> <li>・市町村説明会の実施、地域公共交通計画 (ビジョン別冊) (案) に対する意見照会</li> </ul> </li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2回交通対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画 (ビジョン別冊) (原案) について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul> </li> </ul>
9～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> </ul>
10～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第3回交通対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について</li> <li>・地域公共交通計画 (ビジョン別冊) について <ul style="list-style-type: none"> <li>(・ビジョン (本体) の令和4年度実施状況報告について)</li> <li>(・自転車活用推進計画の令和4年度実施状況報告について)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン別冊の作成完了</li> </ul>

【議案2】福岡県交通対策協議会設置要綱の改正について

福岡県交通対策協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

(1) 改正理由

「福岡県地域公共交通計画」を作成するにあたり、福岡県交通対策協議会を法律に規定された協議会 (以下、「法定協議会」という。) として位置付ける必要があるため、設置要綱を改正するもの。

(2) 改正内容の概要について

①委員の追加

- ・令和7年度事業以降、法定協議会から補助計画の認定申請を行う必要があるため、現行の福岡県交通対策協議会に必要な委員を追加し、法定協議会として位置付ける。

現行の委員	追加する委員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者</li> <li>・県議会議員</li> <li>・九州運輸局、九州地方整備局、大阪航空局</li> <li>・福岡県警察本部</li> <li>・福岡県市長会、福岡県町村会</li> <li>・北九州市、福岡市</li> <li>・九州旅客鉄道 (株)、西日本鉄道 (株)、堀川バス (株)</li> <li>・(公社) 福岡県トラック協会、(一社) 福岡県タクシー協会</li> <li>・西日本鉄道労働組合、全日本運輸産業労働組合、日本労働組合総連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 (企画・地域振興部長、県土整備部長)</li> <li>・地域鉄道事業者 (平成筑豊鉄道 (株)、甘木鉄道 (株)、筑豊電気鉄道 (株))</li> <li>・(一社) 福岡県バス協会</li> <li>・九州旅客鉄道労働組合</li> </ul>

## ②部会の設置

- ・現行の補助計画を作成している福岡県バス対策協議会を福岡県交通対策協議会の部会とし、現行の補助計画に相当する計画別紙は毎年部会で作成する（部会（福岡県バス対策協議会）の議決を福岡県交通対策協議会の議決とみなし、議決結果は福岡県交通対策協議会へ報告する）。

## 2. 回答状況

委員数 32名（第1回福岡県交通対策協議会開催時）

回答者数 32名

委員の過半数の回答があることから、福岡県交通対策協議会設置要綱第6条第2項の規定により、「令和5年度第1回福岡県交通対策協議会」は成立したものの。

## 3. 議決結果

	議案	承認する	承認しない	棄権
議案1	福岡県地域公共交通計画の作成について	31名	0名	1名
議案2	福岡県交通対策協議会設置要綱の改正について	31名	0名	1名

議案1、議案2について、回答のあった委員の過半数が承認したことから、福岡県交通対策協議会設置要綱第6条第3項の規定により、議案は全て承認されたもの。